

令和5年4月26日  
特許庁

## 民間競争入札事業

### 「書面による手続のデータエントリー業務（特許・実用新案）及び（意匠・商標）」 の実施状況 (令和3年度及び令和4年度)

#### I 事業の概要

##### 1. 業務内容

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号。以下、「特例法」という。）に規定する特定手続は、電子情報処理組織（オンライン）を利用して手続を行うことができ、特許庁の電子記録ファイルへ記録される。一方、これらの手続きが書面により行われた場合には、特許庁長官は書面の情報を電子化し、電子ファイルに記録する必要がある。

前記の書面により行われた手続を電子ファイルへ記録するために必要となる電子化業務については、一定の専門的技術・知識と相当の設備を要し、且つ、業務としては定型的、機械的なものであることから、外部の機関を活用して行っている。

本事業は、「書面による手続のデータエントリー業務一式」のうち特許・実用新案及び意匠・商標に係る手続が書面等により行われた場合に特許庁が定める電子化規準に則り書面等を電子化（データエントリー）するものである。

##### 2. 期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

（令和2年4月1日から令和3年3月31日までは準備期間、業務開始は令和3年4月1日から）

##### 3. 事業者

一般財団法人工業所有権電子情報化センター

#### 4. 事業者決定の経緯

##### (1) 特許・実用新案

「書面による手続のデータエントリー業務（特許・実用新案）」民間競争入札実施要項に基づき、総合評価落札方式による入札を行ったところ、入札説明会では6者の参加があったところ、応札者が1者であった。令和2年2月20日に、入札参加者1者から提出された提案書について技術審査委員会にて審査した結果、必須項目の基準を満たした当事業者が合格となった。その後、令和2年2月28日の開札において、入札価格が予定価格の範囲内であったため、総合評価落札方式に則り前述の事業者が落札者となった。

##### (2) 意匠・商標

「書面による手続のデータエントリー業務（意匠・商標）」民間競争入札実施要項に基づき、総合評価落札方式による入札を行ったところ、入札説明会では6者の参加があったところ、応札者が1者であった。令和2年2月20日に、入札参加者1者から提出された提案書について技術審査委員会にて審査した結果、必須項目の基準を満たした当事業者が合格となった。その後、令和2年2月28日の開札において、入札価格が予定価格の範囲内であったため、総合評価落札方式に則り前述の事業者が落札者となった。

#### 5. 調査の期間

令和3年4月1日～令和5年3月31日

## II 確保されるべき質の達成状況

### 1. データ精度

確保すべきサービスの質	実施状況
申請書類の電子化誤り率は、データエントリー電子化規準書等で $10^{-6}$ 程度と定められているのでこれを遵守すること。	(1) 特許・実用新案 納入件数 令和3年度：合計99,141件 令和4年度：合計100,706件  (2) 意匠・商標 納入件数 令和3年度：合計160,572件 令和4年度：合計136,662件

確保すべきサービスの質	実施状況
	<p>これに対して庁内外からの、電子化誤り率<math>10^{-6}</math>程度を超える電子化誤りに関する指摘はなかった。</p> <p>電子化誤りは</p> <p>(1)特許・実用新案 令和2年度 (準備期間) 令和3年度 99,141件中1字 令和4年度 100,706件中2字</p> <p>(2)意匠・商標 令和2年度 (準備期間) 令和3年度 160,572件中2字 令和4年度 136,662件中1字</p> <p>また、担当者が定期的にサンプルチェックを行い、データ精度が遵守されていることを確認している。</p>

## 2. 納入スケジュール

確保すべきサービスの質	実施状況
<p>特許庁の入口業務であるデータエントリー作業が遅延することにより、特許庁全体の業務遅延につながるため、定められた納入スケジュールを遵守すること。</p> <p>発注及び納入は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除き、毎日行う。ただし、以下に該当するときは、担当者がこれを変更する場合がある。</p> <p>イ. 前記期間中に国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日が連続する場合（主にゴールデンウィーク）、又は12月28</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策によって生じた納期調整作業もあったが、特許庁担当者が納入までの期間を変更した場合を除き、定められた納入スケジュールは遵守された。</p>

<p>日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合。</p> <p>ロ. 担当者が特別に早期の納入が必要と判断した案件の場合。</p>	
--	--

### 3. 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

確保すべきサービスの質	実施状況
<p>事業を実施する上で知り得た個人情報及び機密情報の取り扱いについて、請負事業者は必要な措置を講じ、情報漏洩を発生させないようにすること。</p>	<p>① 及び② 事業者内において策定した「個人情報保護規程」及び「同規定実施細則」に基づき、個人情報を適正に管理。</p>
<p>秘密を適正に取り扱うために必要な措置</p> <p>① 請負事業者は、個人情報を収集及び保管し、又は使用するに当たっては、本業務の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。</p> <p>② 請負事業者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>③ 請負事業者、その役職員その他本業務に従事する者又は従事していた者は、本業務の実施に関して知り得た秘密（以下「業務上の機密情報」という。）を漏らし、又は盗用してはならない。また、そのために必要な措置を講じなければならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第54条及び特例法第42条により罰則の適用がある。</p> <p>④ 本業務によって取得した個人情報及び業務上の機密情報は、本業務の目的の範囲内でのみ使用することとし、他の目的に使用してはならない。また、情報を日本国外に持ち出してはならない。</p> <p>⑤ 請負事業者は、本業務を終了し若しくは中止した場合は、本業務によって取</p>	<p>③及び④ 事業者内において「事業秘密管理規程」を策定。情報漏洩したした場合の懲戒規程は「就業規則第41条」にて、戒告、減給、出勤停止、免職を規定。 また、職員の採用時及び退職時に「秘密保持に関する誓約書」を提出させている。 なお、指静脈認証（生体認証）の利用による本人以外のなりすましの防止、内部情報の移動の操作を操作ログで管理、リムーバブルメディアへのコピーの制限による持ち出し制御等により情報漏洩を抑止している。</p> <p>⑤これまで、同一者が落札しているため本業務が「終了」ではなく継続しているといえることから、今までに提出された事実はない。</p> <p>⑥情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格であるISO27001認証を平成29年1月に取得、</p>

<p>得した個人情報及び業務上の機密情報を破棄しなければならない。この場合において、請負事業者は、前記情報破棄されたことを証明する文書を予め特許庁及び請負事業者が合意の上定めた期日までに特許庁に提出しなければならない。</p> <p>⑥ 請負事業者は、前記①～④を適切に実現するため、令和3年4月（業務開始日）までに情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS: Information Security Management System）を構築し、ISMS 認証機関による認証を取得していなければならない。</p> <p>⑦ 請負事業者は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（内閣サイバーセキュリティセンター）、特許庁個人情報保護管理規程、経済産業省情報セキュリティ管理規程及び経済産業省情報セキュリティ対策基準等の関係法令及び規程を遵守しなければならない。</p>	<p>令和5年1月に認証登録更新を実施し、適切な情報の管理に取り組んでいる。</p> <p>⑦の規程類を、事業者内において毎年最新版を確認。</p> <p>また、ISMSに基づき、「法的要求事項の適用」を作成し、事業者が遵守すべき関係法令として「事業者が請け負っている業務の請負契約書に遵守が明記されている規程」を記載し、遵守している。</p>
--	--

### Ⅲ 実施経費の状況及び評価

#### 1. 実施に要した経費

##### (1) 特許・実用新案

■ 令和3年度	納品件数	合計金額
	99,141件	302,182千円（税込）
■ 令和4年度	納品件数	合計金額
	100,706件	284,910千円（税込）

※■令和4年度の合計金額が令和3年度に比べて削減されたが、令和4年4月1日付で申請人が負担する電子化手数料を実費相当に値上げ（特許法等関係手数料令の一部を改正する政令）したことに伴い、特許庁負担の変動費にかかる書類単価を改定（引き下げ）したことが要因の一つである。

#### <経費削減状況>

契約は、変動費（納入件数×書類ごとの複数の単価）及び固定費（物件費、機材費、什器備品費等）による支払いであり、毎年度納入件数が変動するため、民間競争入札前・後の経費を単純比較は出来ないものの調達仕様書に記載されている発注予定件数等から相当経費を算出して比較すると以下のようなになる。

- ・民間競争入札前の経費（2年間/平成28年度(民間競争入札直前)の単価等を使用)

940,849千円（税込）      （単年度：470,425千円）

- ・民間競争入札後の経費（令和3年度、令和4年度）

601,076千円（税込）      （単年度：300,538千円）

2年間全体で339,773千円、単年度で169,887千円の経費が削減されると算出された。

#### (2) 意匠・商標

■令和3年度	納品件数	合計金額
	160,572件	202,097千円（税込）

■令和4年度	納品件数	合計金額
	136,662件	193,875千円（税込）

※■令和4年度の合計金額が令和3年度に比べて削減されたが、令和4年4月1日付で申請人が負担する電子化手数料を実費相当に値上げ（特許法等関係手数料令の一部を改正する政令）したことに伴い、特許庁負担の変動費にかかる書類単価を改定（引き下げ）したことが要因の一つである。

#### <経費削減状況>

契約は、変動費（納入件数×書類ごとの複数の単価）及び固定費（物件費、機材費、什器備品費等）による支払いであり、毎年度納入件数が変動するため、民間競争入札前・後の経費を単純比較は出来ないものの調達仕様書に記載されている発注予定件数等から相当経費を算出して比較すると以下のようなになる。

- ・民間競争入札前の経費（2年間/平成28年度(民間競争入札直前)の単価等を使用)  
470,532千円（税込）（単年度：235,266千円）

- ・民間競争入札後の経費（令和3年度、令和4年度）  
420,206千円（税込）（単年度：210,103千円）

2年間全体で50,326千円、単年度で25,163千円の経費が削減されると算出された。

#### (3) 国内書面の手続き（特許・実用新案・意匠・商標）としての比較

- ・民間競争入札前の経費（平成28年度(民間競争入札直前)の単価等を使用)  
1,411,381千円（税込） 単年度（705,691千円：実績）

- ・民間競争入札後の経費（令和3年度、令和4年度）  
1,021,282千円（税込）（単年度：510,641千円）

2年間全体で390,099千円、単年度で195,050千円の経費が削減されると算出された。

#### IV ヒアリング結果

入札説明会参加業者へのヒアリングをした結果、以下の意見があった。

- ① 専門的知識を有する事業内容である
- ② 契約期間には、1年間の準備期間が含まれているが、収入がない中で発生する人件費、人員の確保・研修、設備費に関する負担が大きい
- ③ 海外拠点で行っているので入札条件に合わない
- ④ 初期投資のプログラムやシステム開発のコストが非常に高い
- ⑤ 調達仕様書及び説明内容について出願に関する専門用語が多数ありハードルが高い



## V 評価のまとめ

令和3年度及び令和4年度において、確保されるべき質として設定した目標については達成しており、事業が確実に実施されていると評価できる。

また、経費削減においても特許・実用新案及び意匠・商標単年度当たり195,050千円の削減が図られると算出できており、効率的な業務運営がなされていると評価できる。

## VI 今後について

事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- (1) 実施期間中に事業者が業務改善指示を受けることや、業務に係る法令違反行為等を行った実績はない。
- (2) 本事業の入札において応札者は1者であったが、これは本事業の遂行に必要な人員、能力及び設備等を備えられる事業者が限られているためであり、一定の者に対して有利となるような入札要件はない。
- (3) 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標を達成している。
- (4) 経費削減においても特許・実用新案及び意匠・商標単年度当たり195,050千円の削減が図られると算出できており、効率的な業務運営がなされていると評価できる。

本事業は、市場化テストの第2期目にあたり、市場化テストの実施過程において、以下のとおり様々な入札改善策が十分に講じられ、また、広報活動により複数の説明会参加者が確保されたが、競争性の確保には至らなかった。

### 市場化テスト第1期目：

- ・新規事業者の参入を促すため、本業務契約を『特許・実用新案』及び『意匠・商標等』に分割した。
- ・国庫債務負担行為により複数年契約とするとともに、契約初年度は事業開始準備期間とした。
- ・入札要件を緩和し、落札後に登録情報処理機関に登録することを可能にした。

### 市場化テスト第2期目：

- ・入札公告期間を約2週間延長して、2ヶ月間とした。
- ・入札説明会を2回開催した。
- ・入札説明会とは別に、登録情報処理機関登録制度説明会を開催した。
- ・評価基準においてワークライフバランスに関する項目を追加した。

- ・共同事業体による入札参加を定めた。

この結果を踏まえて、入札参加が期待される説明会参加者等に対してヒアリングを実施したところ、上記改善策をもってしてもなおお参入が困難な理由として、IVのような回答が得られたことから、本事業は、次のような特殊性があり、競争が働きにくいものであることが明らかとなったと考える。

- ① 電子化する手続書類の種類が多く、手続方法毎にその記載内容も異なり、また、各記載内容には多数の専門用語が含まれていることから、データエントリー電子化規準書を理解し、適切なシステムを設計するためには、工業所有権に関する専門知識が必要である。
- ② ①の理由から、特許庁のウェブサイトでの電子化規準書等の情報提供や、事業実施前の準備期間（1年）に研修等を実施したとしても、事業参入や実施のための人材確保が困難な事業である。
- ③ 大量のデータエントリー業務を毎日発注しているところ、高い品質を保持しつつ、安定的・継続的に納品するための特殊設備の構築や人材育成が不可欠であり、多額の準備資金が必要である。

特許庁においては、平成2年に特許・実用新案の電子出願を開始し、以降、平成12年には意匠・商標・審判にも拡大するなど、継続的に、電子手続の普及に取り組んできているところ。

また、今日においては、特許出願の99%以上が電子的に出願されているところであるが、新型コロナウイルス感染症の拡大や、政府の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月）の閣議決定を契機に、特許庁においても「特許庁における手続のデジタル化推進計画<sup>1</sup>」を策定し、引き続き手続の更なる電子化を検討しているところである。

これら背景からも、新たに多額の費用を投資して参入するリスクが大きい事業であることがうかがえる。

以上のことから、本事業については「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）II. 1.

（2）に当てはまるものとして、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられることから、市場化テストを終了させていただき、今後は、当庁の責任において事業を実施することとしたい。

---

1

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/document/tetsuzuki\\_digitalize/keikaku.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/document/tetsuzuki_digitalize/keikaku.pdf)

今後の事業の実施にあたっては、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間等について、引き続き精査を行い、一層のコストの削減と質の向上を図るよう努力をしてみたい。